

警 察 庁

インフラ長寿命化計画（行動計画）

令和3年度～令和7年度

令和3年5月28日

警察庁

目次

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| I | はじめに | 1 |
| II | 警察庁の役割 | 1 |
| III | 計画の範囲 | 2 |
| 1 | 対象施設 | 2 |
| (1) | 警察施設..... | 2 |
| (2) | 交通安全施設..... | 2 |
| (3) | 警察通信施設..... | 2 |
| 2 | 計画期間 | 2 |
| IV | 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し..... | 2 |
| V | 対象施設の現状と課題..... | 4 |
| 1 | 警察施設..... | 4 |
| (1) | 国費施設..... | 4 |
| (2) | 補助対象施設..... | 4 |
| 2 | 交通安全施設 | 5 |
| (1) | これまでの取組と現状..... | 5 |
| (2) | 今後の課題..... | 7 |
| 3 | 警察通信施設 | 8 |
| (1) | これまでの取組と現状..... | 8 |
| (2) | 今後の課題..... | 9 |
| VI | 必要施策に係る取組の方向性..... | 9 |
| 1 | 警察施設..... | 9 |
| (1) | 国費施設..... | 9 |
| (2) | 補助対象施設..... | 11 |
| 2 | 交通安全施設..... | 12 |
| (1) | 点検・診断／修繕・更新等..... | 12 |
| (2) | 基準類の整備 | 14 |
| (3) | 個別施設計画の策定・更新..... | 14 |
| (4) | 新技術の開発・導入..... | 14 |
| (5) | 予算管理..... | 15 |
| (6) | 体制の構築..... | 15 |
| (7) | その他 | 16 |
| 3 | 警察通信施設 | 16 |
| (1) | 点検・診断／修繕・更新等..... | 16 |
| (2) | 基準類の整備 | 17 |
| (3) | 情報基盤の整備と活用..... | 18 |
| (4) | 個別施設計画の策定・更新..... | 18 |

| | |
|------------------------|----|
| (5) 新技術の開発・導入..... | 19 |
| (6) 予算管理 | 19 |
| (7) 体制の構築 | 19 |
| VII フォローアップ計画等..... | 20 |
| 1 警察施設（国費施設に限る。） | 20 |
| 2 その他の施設 | 20 |

I はじめに

平成25年10月4日、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月29日には、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）が取りまとめられた。

これを受け、国をはじめ、地方公共団体等の様々なインフラの管理者等が一丸となって戦略的な維持管理・更新等に取り組み、国民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化等を実現するための取組を推進してきたところである。

警察庁は、基本計画に基づき、警察庁が管理・所管するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「警察庁インフラ長寿命化計画」（以下「行動計画」という。）を平成27年に策定したが、その計画期間は令和2年度末までとなっていることから、この度、今後の中長期的な取組の方向性を明らかにするために、行動計画の改定を行うこととした。

行動計画に基づき、新設から更新までの、いわゆるライフサイクルの延長という狭義の長寿命化にとどまらず、将来にわたってインフラの機能を発揮し続けるための取組を今後も継続する。

II 警察庁の役割

警察では、警察法第2条第1項に規定された責務を全うするため、第一線警察活動の中核拠点となる警察施設の整備、交通の安全と円滑を確保するための信号機をはじめとする交通安全施設の整備、警察活動に不可欠な情報伝達を行うための情報通信基盤である警察通信施設の整備といったインフラの整備を推進してきた。

警察庁は、都道府県警察が整備することとされている警察署等の警察施設、信号機等の交通安全施設について、的確な維持管理・更新等が行われるよう、体制や制度等を構築するという、いわゆる「所管者」としての役割を担っているのは従前のおりである。

一方、国費で経費を支弁することとされている警察学校、機動隊庁舎等の警察施設及び無線中継所等の警察通信施設について、自らがインフラの「管理者」として、的確な維持管理・更新等を実施する役割も担っている。

このため、行動計画では、引き続き、これらの二つの立場から警察庁として取り組むべき施策の取りまとめを行う。

Ⅲ 計画の範囲

1 対象施設

(1) 警察施設

ア 国費で支弁されている警察施設

国費で支弁されている全警察施設（以下「国費施設」という。）を対象とする。ただし、借受施設及び無線中継所等の警察通信施設を除く。

イ 国費で補助されている警察施設

国費で補助されている全警察施設（以下「補助対象施設」という。）を対象とする。

(2) 交通安全施設

信号機

(3) 警察通信施設

無線中継所（借受施設を除く。）

2 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までを計画期間とする。

Ⅳ 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、現状を把握した上で中長期的な将来を見通し、それを一つの目安として立案した必要な取組を戦略的に進めていくことが重要である。

また、維持管理・更新等に係る予算の確保に関して十分な政策的対応を積極的に図る必要がある。その際、施設の長寿命化への取組や、今後開発・導入される新技術や予防保全対策等による維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を進めるとともに、今後の各地域における変化に対応して施設の必要性自体を再検討するなど、効果的かつ効率的な維持管理・更新等に引き続き取り組む必要がある。

【信号制御機の更新に必要なコストの見通し（※1）】

| 年間更新ペース | 令和元年度 | 今後5年間 | 今後10年間 | 今後15年間 |
|-----------------|--------|--------|----------|----------|
| 約9,200基 (※2) | 約109億円 | 約544億円 | 約1,088億円 | 約1,631億円 |
| 約10,800基 | 約129億円 | 約643億円 | 約1,286億円 | 約1,929億円 |

| | | | | |
|------|--|--|--|--|
| (※3) | | | | |
|------|--|--|--|--|

※1：更新対象となる信号制御機が全てプログラム多段信号制御機と仮定し算出

※2：令和元年度における信号制御機の更新数

※3：更新基準である19年で更新するために必要な年間更新数

【交通安全施設等の維持経費予算の推移（※1）】

| 経費区分 | 平成15年度 | 平成20年度 | 平成25年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 保守費 | 約157億円 | 約144億円 | 約121億円 | 約145億円 |
| 回線使用料 | 約160億円 | 約160億円 | 約149億円 | 約149億円 |
| 電気料 | 約118億円 | 約117億円 | 約117億円 | 約108億円 |
| 合計 | 約435億円 | 約420億円 | 約387億円 | 約402億円 |

※1：信号機のほかに、道路標識及び道路標示に要する経費も含まれている。

【主な交通安全施設のストック数の推移】

| 施設区分 | 平成15年度末 | 平成20年度末 | 平成25年度末 | 令和元年度末 |
|-------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 信号機 | 187,393基 | 197,956基 | 206,084基 | 205,716基 |
| 信号柱 | — | — | 898,336本 | 901,483本 |
| 車両用灯器 (LED化率) | 1,082,980灯 (5.7%) | 1,189,368灯 (23.1%) | 1,254,689灯 (45.3%) | 1,270,749灯 (63.1%) |
| 歩行者用灯器 (LED化率) | 834,178灯 (1.8%) | 912,889灯 (13.9%) | 982,507灯 (37.7%) | 1,024,900灯 (57.8%) |

【無線中継所の更新に必要なコストの見通し】

| 更新期間 | 今後 10年間 | 11～15年間 | 16～20年間 | 21～25年間 | 合計 |
|--------------------------|------------|---------|---------|---------|--------|
| 耐用年数を迎える施設数 | 277施設 | 73施設 | 135施設 | 39施設 | 524施設 |
| 更新費用(※1) | 約277億円 | 約73億円 | 約135億円 | 約39億円 | 約524億円 |
| 現状の年間平均 8施設の更新ペースでの試算 | 80施設 | 40施設 | 40施設 | 40施設 | 200施設 |
| 未更新の累積 施設数(※2) | 197施設 | 230施設 | 325施設 | 324施設 | 324施設 |

※1：1つの施設当たり、局舎を更新するものと仮定し算出

※2：現状の年間平均更新数（8施設）で試算した際の未更新の累積

V 対象施設の現状と課題

各施設の現状等及び今後の課題は、次のとおりである。

1 警察施設

(1) 国費施設

国費施設は、警察学校施設及び機動隊施設が主なものであるが、警察学校施設については、昭和40年代の地方警察官の大幅な増員に伴い集中的に整備され、また、機動隊施設については、昭和35年の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号）の締結による警備事象を機に集中的に整備されたことから、経年による建て替え時期を迎えた老朽施設が多い現状にある。

【主要国費施設の経年状況】

（令和2年4月1日現在）

| | | 40年以上 | 30～39年 | 30年未満 |
|--------|-------|-------|--------|-------|
| 警察学校施設 | (本館) | 46.0% | 11.1% | 42.9% |
| | (生徒寮) | 50.0% | 16.1% | 33.9% |
| 機動隊施設 | (庁舎) | 25.4% | 17.5% | 57.1% |
| | (待機寮) | 24.1% | 19.0% | 56.9% |

このような現状を踏まえ、警察庁では、自らの管理する全ての国費施設において、官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）を活用し、保全実態調査に必要な施設の諸元等の情報の登録を行い、維持管理・更新等に係る情報基盤の整備と活用を行っているほか、施設保全責任者を設置するなどして、維持管理・更新等に必要な体制構築の確保等を図ってきたところである。

しかしながら、今後も厳しい財政状況下で必要なインフラの機能を維持していくためには、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、大規模な修繕や更新をできるだけ回避し、中長期的なトータルコストの縮減及び予算の平準化に向けた取組を推進していく必要がある。

そのためには、点検・診断の確実な実施、施設情報のデータの登録・更新、中長期保全計画・保全台帳の整備及び保全体制の確保を徹底し、点検・診断により施設の状態を正確に把握するとともに、その施設の状態や修繕等の対策履歴を記録し、次期点検・診断等に活用するというメンテナンスサイクルを構築していくことが必要である。

(2) 補助対象施設

警察署等庁舎は、所在する地域の人口や治安情勢により、規模や構造が異なり、整備時期についてもばらつきがみられる。

特に、警察活動の拠点として中核となる警察署庁舎については、管理者である都道府県警察又は都道府県によって点検方法、耐震基準等の差異はあるものの、おおむね鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造により建築されており、経過年数が40年以上の庁舎が多数存在する現状においては、早期に対策を検討しなければならない危惧すべき状況にあるといえる。

【主要補助対象施設の経年状況】

(令和2年度末見込み)

| 区分 | 合計 | 40年以上 | 30~39年 | 30年未満 |
|------|-------|-------|--------|-------|
| 警察署数 | 1,152 | 436 | 268 | 448 |
| 割合 | — | 37.8% | 23.3% | 38.9% |

このような現状を踏まえ、警察庁では、個別施設計画策定に係る都道府県警察への指導や補助対象施設の耐震改修事業に対する補助を行うなど、補助対象施設の計画的な点検・診断、修繕及び更新を促し、必要なインフラの機能の維持を図ってきたところである。

しかしながら、治安情勢の変化や警察機能の強化に伴う警察署管轄区域の再編計画等を見据えつつ、警察署等庁舎の経年劣化や損傷状況を踏まえて、引き続き中長期的な計画に基づく持続可能な庁舎の維持管理及び更新を進めていく必要がある。

2 交通安全施設

信号機をはじめとする交通安全施設は、交通の安全と円滑を図る上で極めて高い効果を発揮するものであり、昭和41年の交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行以来、計画的に整備を行い、順調に交通事故を抑止してきた。

一方、交通安全施設の大量更新期を迎えている現在、老朽化を原因とする信号柱や道路標識の倒壊・傾斜事案等が毎年のように発生している。本来、国民を交通事故から守るための信号機等が、逆に国民の生命・財産を脅かす存在となれば、交通安全施設全体の信頼性を損なうことにもなりかねない。

特に、昭和41年当時の約20倍ものストックを抱えることとなった信号機は、交通事故抑止に大きく寄与している反面、損傷、腐食その他の異状により機能が損なわれた場合には交通に甚大な障害を及ぼすおそれがある。

そこで、信号機の今後の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするため、次のとおり現状と課題を整理する。

(1) これまでの取組と現状

平成27年に行動計画が策定されて以降、低コスト信号機を開発して全国に導入したほか、信号機設置の指針を制定して運用を開始するとともに、信号機合理化等計画に基づき、必要性・合理性等に照らした信号機の点検を行うなど適切なストック管理に努めてきた。

また、各都道府県警察において、有識者等を交えた「持続可能な交通安全施設等の整備の在り方の検討会」を開催するなどし、中長期的な交通安全施設等の整備方針について検討を深化させるなどの取組も併せて行ってきたところである。

現状、約21万基の信号制御機（令和元年度末現在）を更新基準である19年で更新することとした場合、毎年、信号制御機全体の約5.3%を更新する必要がある。

一方、厳しい財政状況の中、近年の更新基数は増加傾向にあるものの、令和元年度中の更新基数は約9,200基程度であり、更新率は約4.5%にとどまっている。

令和元年度末現在で約23%の信号制御機が更新基準を超えており、現状の更新ペースでは10年後も約23%以上が更新基準を超える見込みである。

また、信号柱及び信号灯器は、点検結果等を踏まえた上で都道府県警察ごとに更新時期を判断しているところ、令和元年度末現在で、設置後30年以上経過した信号柱が全体の4分の1以上を占めており、直近の更新実績と同数の信号柱が今後も毎年更新されても、この割合は増加していく見込みである。

【信号制御機更新に係る将来予測】 (令和元年度末現在)

| 年間更新ペース | 施設数 | 製造後19年以上割合 | | |
|-----------------|-------------------|---------------|--------------|--------------|
| | | 令和2年3月末 現在 | 10年後 (※3) | 20年後 (※3) |
| 約9,200基 (※1) | 約205,716基 (※2) | 22.8% | 22.7% | 22.8% |

※1：令和元年度における実績値

※2：都道府県公安委員会が更新対象とする信号制御機数

※3：施設数が毎年約4基増加し、毎年約9,200基ずつ経過年数の古い順に更新するものと仮定し算出

【信号柱更新に係る将来予測】 (令和元年度末現在)

| 年間更新ペース | 施設数 | 製造後30年以上割合 | | |
|------------------|-----------|----------------|--------------|--------------|
| | | 平成26年3月末 現在 | 10年後 (※2) | 20年後 (※2) |
| 約11,800本 (※1) | 約901,483本 | 28.9% | 40.7% | 54.4% |

※1：令和元年度における実績値

※2：施設数が毎年約100本増加し、毎年約11,800本ずつ経過年数の古い順に更新するものと仮定し算出

(2) 今後の課題

ア 中長期計画の策定と実施

将来にわたって交通安全施設の機能を維持し、安全・円滑な交通を確保するためには、都道府県警察ごとに老朽化した交通安全施設の現状を把握・分析しつつ、予算の平準化を図った上で、中長期的な視点に立った計画を策定する必要がある。

また、各都道府県警察において開催された「持続可能な交通安全施設等の整備の在り方の検討会」等により得られた知見等もいかして、計画を適宜更新し、取組を継続・発展させていくことが重要である。

イ 予算の確保と効率的な執行

限られた予算を効果的かつ効率的に活用するため、積算の見直し等による適正な事業単価の設定等を進めるとともに、予算の平準化を踏まえつつ、必要な予算及び事業量の確保を図り、この執行を効率的に行う必要がある。

ウ 実効性のある点検体制等の確立

倒壊等事案を未然に防止するためには、補修、更新、撤去等の必要な対策を適切な時期に実施する必要がある。具体的には、確実に漏れのない点検により、交通安全施設の状態を適切に把握し、特に、腐食、ひび割れ等の危険要素を見逃すことなく早期発見することが極めて重要となる。

そのためには、点検頻度、点検項目等、点検に際して統一的に運用すべき事項を示した基準に基づき点検を行うとともに、必要に応じて点検等の委託に関する契約内容等について見直しを行う必要がある。

エ ストックの適切な管理

厳しい財政状況の中、将来にわたって必要な交通安全施設を整備し、適切に維持管理・更新等を行うためには、信号機合理化等計画を踏まえた中長期的視点に立ったストックの適切な管理を進め、引き続き維持管理・更新等に係るコストの適正化を図る必要がある。

オ 維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減

限られた予算で最大の効果を上げるためには、あらゆる角度から維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図ることが重要である。

低コスト信号機の導入推進等を通じて、トータルコストの更なる縮減を図る必要がある。

カ メンテナンスサイクルの着実な実施

設置した交通安全施設の機能を維持するため、定期的な点検・診断を実施し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた情報を記録し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を着実に実施し、必要に応じて見直しを行うことが重要である。

キ 人材の確保と育成

予算の効率的な執行のためには、維持管理・更新等に係る必要な知見、契約発注に必要な技術力及びマンパワーを確保することが肝要であることから、将来を見据えた上で維持管理・更新等の担い手を確保・育成する必要がある。

3 警察通信施設

警察活動を行う上で、情報の的確な伝達は必要不可欠であることから、警察庁では、大規模災害の発生時等においても通信が途絶することがないように、情報の伝達手段として警察通信施設を整備・維持管理している。主な警察通信施設としては、全国の警察施設を結ぶ、無線多重回線、電気通信事業者の専用回線、衛星通信回線等の多様な回線のほか、これらの回線を基盤とする警察電話、移動通信システム等が挙げられる。

これらの警察通信施設のうち、無線多重回線、移動通信システム等については、通信機器の多くが無線中継所に設置されており、無線中継所は、多様な警察活動のニーズに応え、これらの通信機器の機能を維持する極めて重要な拠点として、全国に約500か所が整備されている。

また、無線中継所の中には、登山道の近くに建設されているものもあり、万が一、地震の震動及び衝撃、強風、土砂崩れ等により施設が倒壊するような事態になった場合、警察活動に多大な影響を及ぼすのみならず、死傷者を発生させるおそれもある。

そこで、無線中継所の今後の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするため、次のとおり現状と課題を整理する。

(1) これまでの取組と現状

ア これまでの取組

平成27年に行動計画が策定されて以降、行動計画の対象となる無線中継所約500か所の全てにおいて、個別施設計画を策定し、警察庁において定めた警察通信施設の点検等実施要領に基づき、職員及び委託業者による点検・診断を実施した。

また、点検・診断の結果に基づく修繕・更新等を計画的に行うとともに、点検・診断、修繕・更新等のメンテナンス情報の個別施設計画への記録及びデータベース化を推進した。

イ 現状

無線中継所については、その老朽化が進んでおり、全体の約48%が今後10年間のうちに集中的に耐用年数を迎えることとなるが、厳しい財政状況の中、これらを従前どおりに建て替えていくことは非常に厳しい状況にある。局舎の構造も鉄筋コンクリート製と組立鋼板製のものがあり、付帯施設の鉄塔、パンザマスト、囲障等を含めた施設全般にわたり、劣化や損傷及び老朽化の状況等を職員及び委託業者により調査し、施設に不具合が生じてから修繕を行う「事後修繕」ではなく、定期的に交換・更新を行う「計画修繕」、劣化・損傷の状態に応じて修繕・更新を行う「緊急修繕」等において必要な措置を講じている。

【無線中継所施設の耐用年数を迎える状況】 (令和2年4月1日現在)

| 区分 | 合計 | 10年以内 | 10～15年 | 15～20年 | 21～25年 |
|-----|-----|-------|--------|--------|--------|
| 施設数 | 578 | 277 | 73 | 135 | 39 |
| 割合 | — | 47.9% | 12.6% | 23.3% | 6.7% |

(2) 今後の課題

これまでに整備した無線中継所の老朽化や大規模災害に対し、維持管理・更新に係るメンテナンス技術の基盤強化を図り、安全で強靱な施設として維持・管理することが求められている。そのためには、必要な人材の確保・育成も含め、総合的かつ一体的に施設を保全することにより、維持に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図り、的確な維持管理を実現していくことが課題である。

VI 必要施策に係る取組の方向性

「V 対象施設の現状と課題」を踏まえ、各施設で次の取組を進める。
(工程表は別紙のとおり)

1 警察施設

(1) 国費施設

ア 点検・診断／修繕・更新等

管理者としての取組

- 点検・診断については、「イ 基準類の整備」の基準類に基づき、年に1回以上の定期点検を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。
- 保全については、「イ 基準類の整備」の基準類に基づき、建築物各部等の保全を確実に実施する。
- 国費施設(宿舍を除く。)について、保全実態調査で施設の保全状況が良好(総評点が80点以上)と判断*される施設の割合が90%以上に維持するよう取組を継続する。

* 保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価

- ・ 「工 個別施設計画の策定・更新」の個別施設計画に基づく修繕・更新を実施する。
- ・ 集約・再編の取組を通じて、ストックの適正化を図り、メンテナンスの効率化を図る。

イ 基準類の整備

管理者としての取組

- 国費施設の定期点検及び保全に関連する次の法令、基準等について、適切に運用する。
 - ・ 定期点検に関する法令、基準等
 - －官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号。以下「官公法」という。）
 - －国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1350号）
 - －国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1351号）
 - ・ 国費施設の保全に関する基準等
 - －国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年国土交通省告示第551号）
 - －国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（平成17年6月1日国営管第59号・国営保第11号）

ウ 情報基盤の整備と活用

管理者としての取組

- 保全の実施状況の調査（保全実態調査）に必要な施設の諸元等の情報を官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）に登録し、情報の更新を毎年実施する。

エ 個別施設計画の策定・更新

建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項及び官公法第12条第1項に規定する定期点検の対象となる国費施設について、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図る考え方（予防保全型維持管理）を前提とした個別施設計画の策定・更新を推進する。

管理者としての取組

- 個別施設計画の策定対象となる施設を新たに整備した際は、官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）を活用するなどして、中長期保全計画及び保全台帳を作成し、必要に応じて、対策内容を追加することにより、個別施設計画の策定を完了する。
- 策定した個別施設計画を更新する。
- 中長期保全計画は、5年以内ごとに見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを行う。

オ 新技術の開発・導入

管理者としての取組

- 国土交通省から提供される建築物全般に係る点検・診断に関する新技術が現場導入され

ている施設における取組を参考とし、現場導入を目指す。

- 施設の長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、現場導入を検討する。

カ 予算管理

管理者としての取組

- 必要な予算の安定的な確保に努め、「ア 点検・診断／修繕・更新等」及び「エ 個別施設計画の策定・更新」の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断及び修繕・更新を実施する。

キ 体制の構築

管理者としての取組

- 技術者の確保・育成
 - ・ 新たに自らが管理する国費施設を整備した際は、施設保全責任者を設置する。
 - ・ 職員を対象として各地方整備局等が毎年開催する研修等において、点検方法や適正な保全の実施について情報を収集・周知する取組を継続し、技術者の育成に努める。
 - ・ 建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用し、適正な保全業務委託の実施を継続的に推進する。

(2) 補助対象施設

ア 点検・診断／修繕・更新等

| 施設 | 警察庁が実施する取組 | 各都道府県警察が実施する取組の方向性 |
|------|--|--|
| 警察署等 | 建築物に係る点検・診断に関する新技術や好事例を収集した際は、都道府県警察に情報提供するなど導入・普及を図る。 | 定期点検等の基準類が適切に整備・適用されているかを確認するとともに、メンテナンスサイクルの確実な実行に向けた取組を継続する。 |

イ 個別施設計画の策定・更新

| 施設 | 警察庁が実施する取組 | 各都道府県警察が実施する取組の方向性 |
|------|--|---|
| 警察署等 | 都道府県警察において、個別施設計画に基づいた必要な取組が着実に推進されるよう指導・調整する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等総合管理計画の対象施設に盛り込むなど、早期に個別施設計画を策定する。 ・ 策定した個別施設計画を更新する。 ・ 修繕・更新に際し、機能移転、集約化、廃止、耐震化等の検討を行うに当たっては、都市計画その他の計画や戦略等と一体となって取り組めるよう、関係機関と相互に連携しながら推進する。 |

ウ 予算管理

| 施設 | 警察庁が実施する取組 | 各都道府県警察が実施する取組の方向性 |
|------|--|--|
| 警察署等 | 計画的な更新を進めるため、トータルコストの縮減及び予算の平準化を図る必要があることから、随時、対象施設の現状と課題について把握するとともに、必要な対策を講ずる。 | 計画的な点検・診断、修繕及び更新を実施することにより、トータルコストの縮減及び予算の平準化を図るとともに、必要な予算の安定的な確保に努める。 |

2 交通安全施設

交通安全施設の所管者として警察庁が実施する取組及び交通安全施設の管理者として各都道府県警察が実施する取組に関する方向性については、次のとおりとする。

(1) 点検・診断／修繕・更新等

| 警察庁が実施する取組 | 各都道府県警察が実施する取組の方向性 |
|---------------|---|
| ① 維持管理・更新等の方針 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 更新基準 <p>信号制御機の更新基準は製造後おおむね19年とし、点検結果、補修履歴等を踏まえて適切な時期に更新を行う。老朽化した信号制御機の割合が高く、必要な更新予算の確保が困難な都道府県警察では、予算の平準化を念頭に置きつつ、点検結果、補修履歴等を踏まえ、更新の必要性が高いと認められる信号制御機を優先的に更新する。</p> <p>信号柱及び信号灯器については、設置環境により、その老朽化が進む速度が変動することから、点検結果を踏まえた更新を推進する。</p> <p>なお、各都道府県警察の実情を踏まえて、必要に応じて更新基準年数等を設けることは差し支えないが、更新要否については、経過年数だけではなく、実際の点検結果を踏まえた上で総合的に判断する。</p> ○ 更新対象ストックの適切な管理 <p>信号機の設置に際しては、真に必要性の高い場所を選定する。また、既に設置</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| | <p>されている信号機については、利用状況や地域の実情を踏まえて必要性・合理性を再検討し、必要性が低減したものについては、真に必要性の認められる箇所への移設や撤去を進めることにより、戦略的なストックの管理を推進する。</p> |
| <p>② 点検体制等の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ メンテナンスサイクルの着実な実施 メンテナンスサイクルを着実に実施し、効果的かつ効率的に老朽化対策を行う。 また、メンテナンスに関する情報の記録化に際しては、今後の利活用に資するため、点検・診断、補修、更新等の情報を一元化することで、総合データベース化を図るなど、情報の収集・蓄積を推進する。 ○ 点検項目の見直し これまで、信号柱の点検は、地上からの目視、打音、触診等を中心としてきたところ、必要に応じて高所作業車による近接目視を実施するなど、信号機の設置場所や点検部位等を踏まえ、点検項目の見直しを適宜検討する。 また、より効果的かつ効率的な維持管理・更新等に資するため、必要に応じて非破壊検査を導入するよう努める。 ○ 実効性のある点検等委託契約 信号機は、信号制御機、信号柱、信号灯器等で構成されるところ、適切な点検の実施、健全性の正しい評価、障害時等の迅速かつ的確な対応には、一定程度の経験に基づく技術力やノウハウが必要であることから、専門的な知見を有する業者に点検等業務を委託した上で、連携して対応する。 また、点検等委託契約の更新に際しては、必要に応じて契約内容の見直しを行うなど、点検が真に実効性のあるものとなるよう努める。 |
| <p>③ 個別施設の長寿命化のための取組</p> | |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別施設の長寿命化対策 故障、機能低下、倒壊等を未然に防止し、本来の機能を適切に維持するため、交通安全施設の周辺環境や使用機材の材質等を踏まえ、必要に応じて強度や防錆効果を高める措置を講ずるなどの取組を、引き続き推進する。 |
|--|---|

(2) 基準類の整備

| 警察庁が実施する取組 | 各都道府県警察が実施する取組の方向性 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 信号機設置の指針 都道府県警察において、信号機設置の指針を踏まえ、真に必要性の高い場所が、信号機の設置場所としての的確に選定されるよう指導・調整する。 ○ 信号柱点検ガイドライン 統一的に運用すべき事項に関する点検の指針に基づき、実効性のある点検が行われるよう指導する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 信号機設置の指針 警察庁が示した信号機設置の指針を踏まえ、真に必要性の高い場所を信号機の設置場所としての的確に選定する。 ○ 点検頻度の設定と健全性の判定 交通安全施設の周辺環境、使用機材の材質等、その施設実態を踏まえ、施設ごとに適切な点検頻度を設定するとともに、信号柱点検ガイドラインを踏まえ健全性の判定を行う。 また、施設の健全性に応じて臨時的点検を行うなど、きめ細かな点検に努める。 |

(3) 個別施設計画の策定・更新

信号機は都道府県公安委員会が設置するものであるが、都道府県警察の実態に即した維持管理・更新等の基本方針は、各都道府県のインフラ長寿命化計画等に示されることとなるため、信号機の個別施設計画については策定・更新の必要がある都道府県においては確実にこれを策定・更新し、同計画等に基づき、信号機の維持管理・更新等を推進する。

(4) 新技術の開発・導入

| 警察庁が実施する取組 | 各都道府県警察が実施する取組の方向性 |
|---|--|
| <p>都道府県警察が、厳しい財政状況下においても交通安全施設について必要な維持管理・更新等を確実に進めるよう、低コスト化を図った信号灯器等の新技術について都道府県警察に情報の提供を行う。</p> <p>AI等の新たな技術を活用した交通管制システムについて、必要な実証実験等を推進</p> | <p>警察庁が小型化等により低コスト化を図った信号灯器の導入を推進する。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>し、確立・導入に向けた検討を進める。</p> <p>自動運転の実現に向け、ITS無線路側機等の路車間通信以外の手法（クラウド等）を活用した信号情報提供技術について検討を進める。</p> | |
|---|--|

(5) 予算管理

| 警察庁が実施する取組 | 各都道府県警察が実施する取組の方向性 |
|--|---|
| <p>○ 補助事業に係る予算の確保</p> <p>信号灯器のLED化、通信回線の集約化等、都道府県警察が推進する交通安全施設等の維持管理コストの削減に資する事業の補助に係る予算の安定的な確保に向け、必要な取組を継続する。</p> | <p>○ 計画的な交通安全施設等の整備</p> <p>厳しい財政状況下においても、必要な維持管理・更新等を確実にできるよう、各都道府県の実情を踏まえて必要な予算の確保と効率的な執行に努めるとともに、維持管理・更新等を含めたトータルコストの削減を図り、計画的な交通安全施設等の整備を推進する。</p> <p>○ 長期的視点に立った維持経費の運用方針の見直し</p> <p>維持経費の長期的見通しを推定した上で、電気使用量の削減により削減された経費を、他の交通安全施設等整備事業の経費や施設の状態を適切に管理するための点検等の経費に充てるなど、効果的かつ効率的な予算の運用方針の確立を図る。</p> |

(6) 体制の構築

| 警察庁が実施する取組 | 各都道府県警察が実施する取組の方向性 |
|--|--|
| <p>維持管理・更新等を着実に推進するために必要となる人材・体制を継続的に確保するため、次の取組を進める。</p> | |
| <p>○ 人材の育成</p> <p>適切な維持管理・更新等の推進に必要な専門的な技能又は知識を有する人材の育成の観点から、都道府県警察等における好事例・好取組等の情報収集及び情報共有を一層推進する。</p> <p>また、交通安全施設の点検手法等の理解、委託業者による点検結果への適切な評価等に必要な能力を涵養するため、各種教養の開催等を進める。</p> | <p>○ 人材の育成と体制の確保</p> <p>維持管理・更新等に係る専門的な技能又は知識を有する職員を計画的に育成し、長期的に担い手を確保するとともに、担当業務の見直しや業務の合理化等により、維持管理・更新等業務に専従する職員の拡充等、体制面の充実を図る。</p> <p>取組の推進に当たっては、専門的知識と経験を有する職員の再任用による技能伝承や、非常勤職員等の雇用による交通安全施設の点検体制の強化等、各都道府</p> |

県警察の実情に応じた取組を検討する。

(7) その他

| 警察庁が実施する取組 | 各都道府県警察が実施する取組の方向性 |
|---|--|
| 特異事案等に係る情報の収集及び提供に向けた取組 | |
| <p>○ 特異事案の情報共有</p> <p>信号機の倒壊・傾斜事案等の特異事案が発生した際には、同種・類似のリスクを有する交通安全施設の特定、予防的な対策の実施等に資するよう、特異事案発生時における情報の共有を徹底し、都道府県警察に対して必要な周知と助言を実施する。</p> | <p>○ 情報の収集・蓄積</p> <p>信号機の倒壊・傾斜事案等の特異事案が発生した際には、当該交通安全施設の環境条件、製造年、メーカー、使用機材等の分析により原因究明を徹底するとともに、警察庁への速報を行う。</p> |

3 警察通信施設

警察通信施設の所管者として警察庁が実施する取組及び当該施設の管理者として各警察情報通信部長及び各府県（方面）情報通信部長（以下「各情報通信部」という。）が実施する取組については、次のとおりとする。

(1) 点検・診断／修繕・更新等

警察通信施設の無線中継所にあつては、警察庁で定めた規程に基づき点検・診断等を実施する。また、各情報通信部において、適切かつ確実に実施されるよう研修・教養を図ることとする。

| 警察庁が実施する取組 | 各情報通信部が実施する取組 |
|---|---|
| <p>○ 点検・診断の推進</p> <p>警察庁で定めた規程に基づき点検・診断を推進する。</p> <p>○ 修繕・更新等</p> <p>必要な修繕・更新の検討に当たっては、他の関連する整備も考慮した上で、その施設の必要性、修繕の内容や時期等を再検討する。</p> <p>必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、統合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進する。</p> | <p>○ 点検・診断の実施</p> <p>点検及び劣化箇所等の診断については、後述の「VI 3（2）基準類の整備」の基準に基づき、毎年点検を実施し、5年ごとに点検及び劣化部分の診断を実施する。</p> <p>○ 点検・診断実施者</p> <p>当該施設の点検及び診断を職員又は委託業者により実施する。</p> <p>なお、診断については、専門的な知見が必要であることから、業者に委託することとし、点検・診断に加え、補修・修繕等の提案を含めることとする。</p> <p>○ 修繕・更新等</p> <p>修繕・更新については、点検・診断の</p> |

○ 営繕指導の実施

管理者に対し営繕の実施状況の調査とその結果に基づき、指導を実施してメンテナンスサイクルの確実な実施に向けた取組を継続する。

○ 研修・教養の充実

情報通信部職員を対象とし、点検方法や点検結果の適正な評価に必要な知識の習得及び適正な営繕の実施に関する研修及び情報提供を行う「インフラ長寿命化施設管理担当者会議」等を企画し、毎年開催する。

結果に基づき策定した個別施設計画により適切に措置する。また、点検・診断による損傷及び不具合を発見し、緊急を要する場合は、可及的速やかに補修・修繕等を実施する。

必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、統合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進する。

○ メンテナンスサイクルの着実な実施

点検・診断から得られた当該施設の状態や修繕履歴等の情報を記録し、個別施設計画に活用するなど、メンテナンスサイクルを着実に実施し、効果的かつ効率的に老朽化対策を行う。

○ 長寿命化対策

対象施設の機能・性能を適切に維持するため、経年劣化、損傷及び不具合が重症化することなく補修・修繕・改修等の必要な措置を講ずるなどの取組を引き続き推進する。

なお、更新計画の対象となっている施設については、費用対効果の観点から過剰な修繕・改修を避け、修繕等の費用については補修をもって最小限にとどめることとする。

○ 研修・教養の実施

各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する研修・会議等に担当者を積極的に参加させ、点検方法や適正な営繕の実施に関する研修内容や提供された情報を関係者に周知させ教養を実施する。

(2) 基準類の整備

無線中継所の点検等については、警察庁で定めた規程に基づき実施する。

警察庁が実施する取組

- 警察通信施設の点検等実施要領については、長寿命化に関する技術的知見の蓄積等を踏まえ、適時、適切な見直しを行い運用する。

(3) 情報基盤の整備と活用

点検・診断、修繕・更新等のメンテナンス情報を「個別施設計画」として記録するとともに、一元的なデータベース化を行い、情報の積極的な活用を引き続き推進する。

| 警察庁が実施する取組 | 各情報通信部が実施する取組 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理者からの「個別施設計画」の情報を積極的に活用し、情報を一元的にデータベース化することを推進し、情報基盤を構築する。 ○ 各管理者からの情報を管理し、予算要求等の企画立案と効率的な維持管理に活用する。 ○ 「個別施設計画」の情報は、最新の状態で蓄積することで維持管理に活用できるよう管理者に対して継続した指導を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象施設の情報を整理し、「個別施設計画」の内容を確実に記録し、データベース化することで、情報の共有を推進する。 ○ 通信施設課と機動通信課で協力して、「個別施設計画」に必要な情報の収集、整理及び共有を図り、情報基盤を確立する。 |

(4) 個別施設計画の策定・更新

行動計画の対象となる無線中継所について、個別施設計画の策定・更新を推進する。

個別施設計画は、施設の修繕の実施内容、予定年度、概算額に係る計画及び点検や修繕履歴等の記録によって構成され、改修・廃止・撤去・耐震化等の必要な情報を追加する。5年ごとに見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後、その他必要があるときは見直しを行う。

| 警察庁が実施する取組 | 各情報通信部が実施する取組 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別施設計画は、「無線中継所の概要」、「点検記録」、「修繕履歴」及び「中長期維持計画」で構成され、適切に作成されるよう継続した営繕指導を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別施設計画策定に当たり点検を実施するとともに、業者委託による診断を推進する。 ○ 個別施設計画である「無線中継所の概要」、「点検記録」、「修繕履歴」及び「中長期維持計画」を確実に作成し、必要に応じて修繕実施内容等を追加することにより個別施設計画の策定とする。 ○ 個別施設計画は、遅滞することなく適宜更新する。 |

(5) 新技術の開発・導入

無線中継所全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料、構工法等について、有用な新技術の把握とその導入に努める。

| 警察庁が実施する取組 | 各情報通信部が実施する取組 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 整備計画を策定する際に長寿命化に資するため、技術動向から材料・構工法、維持管理のランニングコスト軽減に努める。 ○ 国土交通省から提供される建築物全般に係る点検・診断に関する新技術や手法等について、現場導入されている施設における取組を各管理者に周知し、施設の長寿命化に資する材料・構工法等について、改修等の機会を捉えて、導入を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、技術動向から材料・構工法、維持管理のランニングコスト軽減を検討し、より一層の現場導入に努める。 |

(6) 予算管理

個別施設計画に基づく戦略的な維持管理・更新等の推進や新技術の導入により、トータルコストの縮減及び予算の平準化を図るとともに、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

| 警察庁が実施する取組 | 各情報通信部が実施する取組 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な予算の安定的な確保に努め、個別施設計画に基づく計画的な点検・診断及び補修・修繕並びに改修等を実現するとともに、新技術等の導入によりトータルコストの縮減及び予算の平準化を図る。 ○ 管理者の営繕業務の適正な実施に必要な費用の算出について指導する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な予算の安定的な確保のため、個別施設計画に基づく計画的な点検・診断及び補修・修繕並びに改修等を実施することでトータルコストの縮減及び予算の平準化を図る。 |

(7) 体制の構築

維持管理・更新等を着実に推進するため、人材育成に努めつつ、必要な体制を確保する。

| 警察庁が実施する取組 | 各情報通信部が実施する取組 |
|---|--|
| ① 体制の構築 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ インフラ長寿命化計画を推進するための体制を構築するとともに、各情報通信 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理者は、通信施設課長を対象施設の「施設管理責任者」に指名する。 |

| | |
|--|---|
| <p>部に対し、通信施設課及び機動通信課が連携又は協同して取り組むよう指導する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理責任者は、所属の職員から「施設管理担当者」を指定し、当該施設の維持管理を行うこととする。 ○ 施設管理責任者は、機動通信課と協同で、点検・診断及び補修・修繕並びに改修等を実施することで、適切な維持管理に努める。 ○ 通信施設課は、機動通信課と相互に連携し、対象施設についての「個別施設計画」を策定し情報を共有する。 |
| <p>② 人材の育成</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門知識や経験の少ない施設管理担当者等に対する情報提供や研修を行うなど、営繕業務の適正化に向けた支援を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 積極的に研修・会議等に施設管理担当者を参加させ、点検方法や適正な営繕の実施に関する研修内容や提供された情報について教養を実施し、人材育成を推進する。 |

VII フォローアップ計画等

1 警察施設（国費施設に限る。）

行動計画の取組状況及び個別施設計画の策定状況その他行動計画で定めた取組に係る進捗状況について、「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議」に情報提供を行う。

2 その他の施設

本計画を継続発展させるため、「VI 必要施策に係る取組の方向性」で示した施設ごとの具体的な取組等を引き続き充実・深化させる。

あわせて、上記の取組も含む計画に関する進捗状況を把握するとともに、進捗が遅れている施策の課題の整理と解決方策等の検討の深化を行うため、必要に応じフォローアップを行う。

別紙

警察庁インフラ長寿命化計画（行動計画）

工程表

| | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 警察施設..... | 1 |
| 2 | 交通安全施設..... | 3 |
| 3 | 警察通信施設..... | 4 |

警察庁インフラ長寿命化計画(行動計画)工程表

【警察施設】

| ～令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) |
|--|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ○警察施設(国費施設) | | | | | |
| 【点検・診断／修繕・更新等】 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 点検・診断について、「イ 基準類の整備」の基準類に基づく定期点検等を適切な時期に適切な方法により実施 | | | | | |
| 保全について、「イ 基準類の整備」の基準類に基づき、建築物各部等の保全を確実に実施 | | | | | |
| 保全実態調査で施設の保全状況が「良好」と判断される施設の割合について、90%以上を維持(※) | | | | | |
| 「エ 個別施設計画の策定・更新」の個別施設計画に基づく修繕・更新を実施 | | | | | |
| 集約・再編の取組を通じて、ストックの適正化を図り、メンテナンスの効率化を図る | | | | | |
| 【基準類の整備】 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 国費施設の点検について、本文に記載した基準類を適用 | | | | | |
| 国費施設の保全について、本文に記載した基準類を適用 | | | | | |
| 【情報基盤の整備と活用】 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)」に施設の諸元等の情報を登録し、情報の更新を毎年実施 | | | | | |
| 【個別施設計画の策定・更新】 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 新たに整備した施設について個別施設計画を策定 | | | | | |
| 策定した個別施設計画を更新 | | | | | |
| 中長期保全計画は、5年以内毎に見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを実施 | | | | | |
| 【新技術の開発・導入】 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 国土交通省から提供される建築物全般に係る点検・診断に関する新技術が現場導入されている施設における取組を参考とし、現場導入を図る | | | | | |
| 長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、現場導入を検討 | | | | | |
| 【予算管理】 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施 | | | | | |
| 【体制の構築】 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 新たに整備した施設について施設保全責任者を設置 | | | | | |
| 職員を対象として各地方整備局等が毎年開催する研修等において、点検方法や適正な保全の実施に係る情報を収集し、周知する取組を継続し、技術者を育成 | | | | | |
| 建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用し、適正な保全業務の委託の実施を継続的に推進 | | | | | |

(※) 令和2年4月1日現在96%

| ～令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) |
|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ○警察施設（補助対象施設） 【点検・診断／修繕・更新等】 | | | | | |
| <small>都道府県警察が実施する取組の方向性</small> | | | | | |
| 定期点検等の基準類の整備、適用 | | | | | |
| 【個別施設計画の策定・更新】 | | | | | |
| <small>都道府県警察が実施する取組の方向性</small> | | | | | |
| 公共施設等総合管理計画への掲載・個別施設計画の策定 | | | | | |
| 計画に基づく施設の整備、策定した個別施設計画を更新 | | | | | |
| 【予算管理】 | | | | | |
| <small>警察庁が実施する取組</small> | | | | | |
| 補助基準の検討・見直し、補助事業に係る予算の確保 | | | | | |
| <small>都道府県警察が実施する取組の方向性</small> | | | | | |
| 計画的な整備・更新による予算の平準化、トータルコストの縮減、必要な予算の確保 | | | | | |

警察庁インフラ長寿命化計画(行動計画)工程表

【交通安全施設(信号機)】

| ～令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) |
|-------------------------------|-------------------|------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 【点検・診断／修繕・更新等】 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 更新基準、点検結果等を踏まえた適切な更新 | | | | | |
| 更新対象ストックの適切な管理 | | | | | |
| メンテナンスサイクルの構築 | | | | | |
| 効果的かつ効率的な保守管理体制等の充実 | | | | | |
| 修繕等長寿命化のための取組の推進 | | | | | |
| 【基準類の整備】 | | | | | |
| 所管者としての取組 | | | | | |
| 信号機設置の指針の作成・見直し | | 信号機設置の指針を踏まえた信号機の整備に関する指導・調整 | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 信号機設置の指針を踏まえた信号機の整備 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 信号柱点検要領を踏まえた実効性のある点検方法等の運用の推進 | | | | | |
| 【個別施設計画の策定・更新】 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 必要に応じて策定した交通安全施設の個別施設計画の適切な運用 | | | | | |
| 【新技術の開発・導入】 | | | | | |
| 所管者としての取組 | | | | | |
| 低コスト信号機等の開発・仕様書策定 | | 低コスト信号機等の新技術の情報提供と導入の推進 | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 低コスト信号機等の新技術の導入 | | | | | |
| 【予算管理】 | | | | | |
| 所管者としての取組 | | | | | |
| 補助事業に係る予算の確保 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 計画的な交通安全施設等の整備 | | | | | |
| 長期的視点に立った維持経費の運用方針の見直し | | | | | |
| 【体制の構築】 | | | | | |
| 所管者としての取組 | | | | | |
| 人材の育成 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 人材の育成と体制の確保 | | | | | |
| 【その他】 | | | | | |
| 所管者としての取組 | | | | | |
| 特異事案の情報共有 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 情報の収集・蓄積 | | | | | |

警察庁インフラ長寿命化計画(行動計画)工程表

【警察通信施設(無線中継所)】

| ～令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) |
|-------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 【点検・診断／修繕・更新等】 | | | | | |
| 所管者としての取組 | | | | | |
| 点検・診断に係る基準策定及び営繕指導と教養の実施 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 基準類に基づいた適切な点検・診断及び修繕・更新の実施 | | | | | |
| メンテナンスサイクルの構築 | | | | | |
| 修繕等長寿命化のための取組の推進 | | | | | |
| 施設管理担当者に対する教養の実施 | | | | | |
| 【基準類の整備】 | | | | | |
| 所管者としての取組 | | | | | |
| 無線中継所点検基準類の整備 | | | | | |
| 無線中継所「点検診断実施要領」の規定 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 無線中継所点検診断実施要領を踏まえた実効性のある点検方法等の確立と実施 | | | | | |
| 【情報基盤の整備と活用】 | | | | | |
| 所管者としての取組 | | | | | |
| 情報を一元的にデータベース化した情報基盤の構築 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 個別施設計画のデータベース化と情報共有化の推進 | | | | | |
| 【個別施設計画の策定】 | | | | | |
| 所管者としての取組 | | | | | |
| 個別施設計画作成についての営繕指導 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 無線中継所の個別施設計画を策定 | | | | | |
| 【新技術の開発・導入】 | | | | | |
| 所管者としての取組 | | | | | |
| 新技術の把握と導入 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 長寿命化に資する材料・構工法の導入 | | | | | |
| 【予算管理】 | | | | | |
| 所管者としての取組 | | | | | |
| トータルコストの縮減に向けた平準化した継続的な予算の確保 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| トータルコストの縮減と計画的な営繕工事の実施 | | | | | |
| 中長期的視点に立った維持経費の平準化 | | | | | |
| 【体制の構築】 | | | | | |
| 所管者としての取組 | | | | | |
| 体制の構築と人材の育成 | | | | | |
| 管理者が実施する取組の方向性 | | | | | |
| 体制の構築と人材の育成 | | | | | |